

第1編 総務

企画

秘書・広報・広聴・シティプロモーション

財政

市税

財産管理

出納・物品

工事検査

人事・福利厚生

情報政策

情報公開・個人情報保護

第1章 企画

企画政策課、資産経営課

オリンピック・パラリンピック推進課、行政総務課

第1節 総合計画・企画調整

少子高齢化の進展、人口減少社会への移行、ライフスタイルの多様化、防災・安全意識の高まり、グローバル社会の進展、環境・資源エネルギー問題の顕在化など大きな時代の変革の中で、行政に対する市民ニーズも多様化、高度化し、行政の担う役割はますます大きくなっている。また、地方分権の流れが一段と進む中で、住民に最も身近な自治体として、創意と工夫を活かしたまちづくりを進めることが必要である。一方、日本経済の動向を見ると、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況の中、国の経済対策や、海外経済の改善により、回復基調にあるものの、内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに注意する必要がある、国の財政も地方財政も依然として厳しい状況である。

これら山積する行政課題に対し、効率的な取組を行うためには、確かな指針とそれを支える具体的計画により、市民と一体となって行政運営に努めていくことが必要であり、計画の円滑な推進を図るためには、総合的な企画・調整の役割がより重要となっている。

1 総合計画の推進

(1) 経過

ア 新市建設計画（昭和36年3月決定）

計画期間（昭和35年度～昭和44年度、10年）

イ 平塚市総合開発計画（昭和45年2月決定）

計画期間（昭和45年～昭和64年、20年）

ウ 第二次平塚市総合開発計画（昭和55年1月決定）

計画期間（昭和55年～昭和69年、15年）

エ 新平塚市総合計画（昭和63年2月決定）

計画期間（昭和63年～平成22年、23年）

オ 平塚市総合計画（平成19年6月決定）

計画期間（平成19年度～平成28年度、10年）

カ 平塚市総合計画 ～ひらつかNEXT～（平成28年2月策定）

本市の市政運営を総合的、計画的に進めるための基本となる計画であり、市民と市が共通の理念を持ち、まちづくりの推進を図っていくものとして、また、「人口減少（から生じる）問題の克服」と「地域経済活性化」を目的とし、国から策定を求められた「地方版総合戦略」と一体的に策定した。

基本計画 平成28年度～令和5年度 8年間

実施計画 令和2年度～令和4年度 3年間（3年間を見据えながら、毎年度見直し）

なお、次の分野別施策と重点施策を推進することで、自治基本条例で定めた「まちづくりの指針」を実現することとしている。

<分野別施策>

- ・本市の市政運営を総合的に進めるための基本的な方向性となるもの
「豊かな心と文化をはぐくむまちづくり」
「安心して暮らせる支え合いのまちづくり」
「自然と人が共生するまちづくり」
「活力とにぎわいのあるまちづくり」

<重点施策>

- ・分野別施策の中から本市が抱える重点課題を踏まえて取り組むもの
「強みを活かしたしごとづくり」
「子どもを産み育てやすい環境づくり」
「いくつになってもいきいきと暮らすまちづくり」
「安心・安全に暮らせるまちづくり」

(2) 進行管理

総合計画の適正な推進を図るため、財務会計システムと連携した行政評価システムによる進行管理を行っている。

令和2年度は、令和元年度に事業計画のあった実施計画事業について、同システムを活用して進行管理を行った。

2 政策決定・調整機能

市行政の重要な運営方針、施策等を審議するために庁議を開催している。また、市行政の円滑な運営を図るため、部長会議、課長会議及び庁議に付議すべき事案を必要に応じて事前に関係部課長で検討する調整会議を開催するとともに、庁内調整の必要な案件について、関係部課での調整を行っている。

3 広域行政の推進

(1) 3市3町広域行政推進協議会

平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町及び中井町が相互に連絡協調と融和を図るとともに、行政上の諸施策の共同化を推進し、もってこの地域の一体的な発展を図る目的で組織されている。

事業としては、広域行政上の課題の解決に向けた取り組みを県に要望し、職員を対象にした研修会などを行っている。

(2) 平塚市・茅ヶ崎市広域連携推進協議会

相模川と湘南海岸の恵まれた自然環境を共有する両市の広域連携を推進することにより、両市の活発な交流と市民サービスの向上を図る目的で組織されている。

事業としては、市民交流、職員交流、防災に係る連携、その他の事業を推進し、広域連携を図っている。

4 大学交流の推進

東海大学との交流事業は昭和61年4月、神奈川大学との交流事業は平成3年4月から開始し、大学からの審議会・研修会への人材派遣、地域行事への参加、実習生の受け入れ、施設利用の協力等を行っている。

市民・大学交流事業は、平塚市民・大学交流委員会により、文化・生涯学習、スポーツ、福祉、環境、観光の各分野において令和2年度は6事業が実施された。

5 東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた取組

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、平成28年1月にリトアニア共和国のホストタウンとして登録を受けた後、同年10月には同国オリンピック委員会と、平成30年5月にはパラリンピック委員会と事前キャンプ実施に関する基本協定を締結した。令和元年12月には、同国の共生社会ホストタウンとして登録された。

東京2020オリンピック・パラリンピックの延期が決定し、リトアニア共和国ナショナルチームの事前キャンプや聖火リレー、大会観戦事業等も翌年に延期となった。

ホストタウンの交流事業としては、アリートゥス市の市制記念事業で市長のメッセージ動画を配信したほか、カウナス市で開催された杉原千畝氏を称えるイベント「スギハラウィーク」では、市長のメッセージ動画配信、市民が作成した折鶴の送付、両市が交流してきた写真の展示などにより交流を深めた。

カウナス市教員資格センターによる「リトアニアの伝統・文化を学ぶオンラインセミナー」には、市民、職員が参加し、文化や習慣の違いを学ぶ貴重な機会となった。

市民へのリトアニア共和国の魅力を広めるとともに、東京2020オリンピック・パラリンピックの機運を高めるためのイベントとして、企業や関係団体と連携し、映画「杉原千畝」の上映会やリトアニア料理教室をYouTubeで配信するなど様々なコンテンツを取り入れた「リトアニアウィーク2020」を開催した。

共生社会実現に向けた取組として、NPO法人日本ブラインドサッカー協会と協力し「ブラサカ®と考える共生社会 in Hiratsuka」を開催した。ブラインドサッカーのデモンストレーション試合やボッチャ競技体験の他、リトアニアパラリンピック委員会からのメッセージ動画を放映した。

また、コロナ禍の中でもオンライン等を活用した取組として、真土小学校の児童を対象にした「スポ育」の授業や、市民を対象にしたセミナー「共生社会を考えよう！ブラサカ®×リトアニア」、主にリトアニアとの交流をサポートする市民ボランティアを対象にした心のバリアフリーに関する「ユニバーサルマナー講座」を開催した。

6 職員提案・業務改善報告制度の推進

この制度は、職員の意識改革及び組織の活性化を図り、もって行政運営の効率化及び市民サービスの一層の向上に寄与することを目的としており、職員提案は、自己の所属する課又は自己の所属する課のみでは実施できない新たな事業及び自己の所属する課以外の課に関わる業務の改善の提案を、業務改善報告は、自己の所属する課に関わる業務の改善報告を対象としている。

令和2年度は、職員提案（アイデア提案）の募集を約3か月間、職員提案（事務提案）の募集

を約2か月間、業務改善報告の募集を約4か月間に渡り実施し、職員提案60件、業務改善報告257件が提出された。その中から、職員提案9件、業務改善報告10件を表彰した。また、業務改善報告で、各課から推薦された報告の中から、庁内アンケート11位以下の報告者を対象に、無作為に10件抽選し、ピカ@イチ賞として褒賞対象とした。評価の高かった主な職員提案・業務改善報告として、次のものがあった。

- アイデア提案 1級 障がいのある児童と健常者が一緒に遊べる遊具の設置提案
～多様な個性が輝く 共生のまち ひらつかを目指して～
- 業務改善報告 改善1級 「PayPay」、「LINEPay」始めました!!～市税等の支払い～

第2節 行財政改革の推進

1 行財政改革の取組

本市の行財政改革は、昭和60年12月に行政改革大綱を策定して以降、市民ニーズや社会経済情勢等を踏まえた基本項目を定め、第1次から第7次にわたり取組を進めてきた。

第7次では、平塚市全体の立場から物事を進める「全体最適」の考え方のもと、より高い効果が得られる行政サービスの「選択」と取り組むべき行政サービスへの経営資源の「集中」の理念に基づき、取組を進めている。

第7次の第1期（平成28年度から令和元年度まで）では「平塚市行財政改革計画(2016-2019)」に基づき、「民間活力の積極的活用による効率化」と「公共施設の総量縮減による持続的管理」を優先課題に掲げ、37事業に取り組んだ。その結果、業務委託など民間活力の活用等による歳出削減、市税収納率向上や寄附金の活用等による歳入確保により、約38億円の財政健全化に資する効果があった。

第7次の第2期（令和2年度から令和5年度まで）では「平塚市行財政改革計画（2020-2023）」に基づき、第1期に引き続き優先課題に取り組むとともに、ICTの積極的な活用による効率化を図るなど、中長期的な視点から更なる行財政改革を推進することとした。令和2年度は、民間活力活用事業や公共施設総合的管理事業など23事業に取り組んだ。

また、新型コロナウイルス感染症による影響から、デジタル化の取組を迅速かつ計画的に進めるため、「行政のデジタル化」を優先課題に追加し、令和3年度から取組を進めることとした。

こうした行財政改革に係る取組は、市長を本部長とする「平塚市行財政改革推進本部」において進行管理し、取組成果については広報ひらつかや市ウェブ等を通じて公表し、行財政改革に係る取組の透明性を確保した。

2 資産活用

ネーミングライツ導入推進事業においては、自主財源の確保とともに、市民サービスの向上及び地域の活性化を図るため、平塚競技場、平塚競輪場、平塚文化芸術ホールの3施設でネーミングライツパートナーの募集を行った。その結果、平塚競技場は、令和3年2月から5年間「レモンガスタジアム平塚」の愛称で年額2,021万円、平塚競輪場は、令和3年4月から3年間「ABEMA 湘南バンク」の愛称で年額1,500万円、平塚文化芸術ホールは、令和4年3月から5年間「ひらしん平

塚文化芸術ホール」の愛称で年額 330 万円のネーミングライツ契約を締結した。また、平成 26 年 4 月から「バッティングパレス相石スタジアムひらつか」の愛称で導入した平塚球場と、平成 28 年 4 月から「ひらつかタマ三郎漁港」の愛称で導入した平塚漁港の 2 施設のネーミングライツ契約を更新し、契約期間は、平塚球場が令和 7 年 3 月まで、平塚漁港が令和 10 年 3 月までとなった。

令和 2 年度末におけるネーミングライツ契約施設は 13 施設となっている。

指定管理者制度の推進では、令和 3 年 4 月に指定管理者の更新をするため、平塚栗原ホーム、平塚市袖ヶ浜デイサービスセンター、馬入ふれあい公園の選定を行った。令和 2 年度末の制度導入施設は 34 施設となっている。また、指定管理者制度導入施設のモニタリング指針に基づき、全施設を対象とする第一次評価（自己評価）、第二次評価（主管課評価）のほか、現指定期間 3 年目となる湘南ひらつかビーチセンター、平塚市聖苑を対象とする第三次評価（外部委員を含む第三者評価）を行った。

第 3 節 自治基本条例の普及・啓発

地方分権一括法が施行され、地方分権時代が到来し、地方自治体は、国と対等・協力の関係に位置付けられ、住民の意思に基づいた自己決定や自己責任が求められている。また、住民自治の充実が叫ばれる中、住民との新たな協働の仕組みの構築を求められている。このような背景を踏まえ、住民と行政、あるいは議会が適正な役割分担のもと、地域を運営していくための基本的なルールを条例として定めたものが「自治基本条例」である。

平塚市自治基本条例は、平成 18 年 9 月平塚市議会定例会で可決され、平成 18 年 10 月 1 日に公布・施行した。

制定された自治基本条例を市民に広く周知するため、「平塚市自治基本条例の手引き」や「子ども版平塚市自治基本条例の手引き」、「ビジュアル版(絵葉書)」を随時配布するとともに、市職員研修などにおいて活用し、普及・啓発を図っている。

第 4 節 行政管理

1 時代の進展に対応する事務の展開

本市は、それぞれの時代背景の下、自主的・計画的に行政運営の効率化・簡素化に取り組んできた。

しかしながら、急激な少子高齢化の進展や情報化社会への移行等、時代の大きな変化に伴って、行政需要の多様化・高度化は更に進むと想定されている。

加えて地方分権改革が進み、自らの地域のことは自らの責任において決定していくという地域主権の実現に向けて、地域の将来を見据えた自治のしくみづくりに取り組むことが求められるようになり、限られた財源を有効に活用し、ムリ・ムダをなくして効率的な行政運営を図ることによって健全な財政を保ち、将来にわたって持続可能な体制を整える必要がある。

自治基本条例や総合計画の理念に則り、市民の参加・参画による「協働」の自治を推進するために、改めて、市民の暮らしの視点に立って、職務と事務事業の目標を明確にして各部署の連携・調

整を密にし、質の高い市民サービスを提供していくことが期待されている。

こうした観点から、組織体制の見直しを進め、令和3年4月1日現在、18部・82課・187担当となっている。

2 文書管理

ファイリング・システムにより、文書を迅速、正確に保管、保存して、いつでも取り出して利用できるように努めている。また、文書事務の効率化及び電子化を進めるため、平成17年度から文書管理システム（文書を電子的に処理するシステム）を稼動した。令和2年度は、文書の電子決裁率が70%を占めた。

庁内の印刷業務は、業務の合理化・効率化のため平成11年10月から民間委託している。平成12年10月には、従来のオフセット印刷に替えて高速印刷機及び軽印刷機を本格的に導入し、さらに平成22年度から高速印刷機2機体制で作業の効率化を図っている。

浄書状況(委託)		印刷状況		
		(単位 回転)		
毛	筆	高速印刷機	軽印刷機	コピー機
件数	枚数			
130	588	5,829,613	4,041,209	2,674,548

印刷用紙等使用状況		
(単位 枚)		
行政総務課用紙(再生紙)	担当課持込用紙	はがき・封筒
3,547,485	911,580	99,506

郵便物等差出状況			
種別	郵便料金等 (単位:円)		県庁便(発送) (単位:件)
	郵便 ※1	メール便	
差出状況	183,518,391	1,829,870	1,255

※1 料金受取人払郵便を含む。

文書保存状況		
(単位 箱)		
東武書庫保存量	廃棄文書	引継ぎ文書
12,411	1,996	1,763

3 条例・規則等の制定

条例、規則その他規程の公布等は、平塚市公告式条例に基づいて市庁舎前の掲示場に掲示して行っているが、令和2年度に制定された条例、規則等の件数は、次のとおりである。

区分	条例	市長規則	市長規程	議会規則等	選挙委規程	監査委規程	農業委規則等	教育委規則等	公平委規則等	固評委規程	消防本部規程	病院規程	計
新設	2	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	5
改正	35	100	6	1	1	0	0	6	1	0	5	6	161
廃止	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3

また、庁内及び市民の利便を図るため、平成13年8月に、これらの条例、規則等を庁内インターネットで検索・確認できるよう整備し、平成14年6月からインターネットで公開している。

第5節 統計

1 国及び県の統計調査

区分	統計調査名	調査対象	周期	調査目的
国の委託統計調査	学校基本調査 (文部科学省)	幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、大学、短期大学、高等専門学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校等、全国全ての学校	毎年	学校数、学級数、在学者数、教職員数、卒業後の状況、施設、経費などの学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにし、教育行政諸施策の基礎資料を得る。
	工業統計調査 (経済産業省)	日本標準産業分類のうち製造業に属する事業所	毎年 ※	事業所数、従業員数、製造品出荷額、原材料使用額などを調査し、工業の実態を明らかにするとともに、工業関係諸施策の基礎資料を得る。
	経済センサス-基礎調査 (総務省)	日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所(一部の事業所を除く)	5年ごと	すべての産業分野における事業所の活動状態等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報を整備する。
	経済センサス-活動調査 (総務省)	日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所(一部の事業所を除く)	5年ごと	すべての産業分野における事業所の活動状態等を網羅的に把握し、事業所・企業の経済活動を全国的及び地域的に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を整備する。

	全国家計構造調査 (総務省)	全国から無作為に選定し た約 90,000 世帯	5年 ごと	家計における消費、所得、資産及び負 債の実態を総合的に把握し、世帯の所 得分布及び消費の水準、構造等を全国 的及び地域別に明らかにする。
	農林業センサス (農林水産省)	一定規模以上の農林産物 の生産、又は委託を受け て農林業作業を行う世帯 や会社等の組織	5年 ごと	農林業の生産構造や就業構造、農山村 地域における土地資源など農林業・農 山村の基本構造の実態とその変化を 明らかにし、農林業施策の企画・立案 ・推進のための基礎資料を得る。
県 の 委 託 統 計 調 査	神奈川県年齢別 人口統計調査	移動人口	毎年	毎年 1 回人口の年齢構成を明らかに し、各種行政施策の基礎資料とする。
	神奈川県人口統計 調査	移動世帯及びその構成員	毎年	常住人口に関する基本的状況と毎月 の人口移動を明らかにし、各種行政及 びその他の事務の処理に資する。

※経済センサス-活動調査を実施する年を除く。

2 刊行物

(1) 人口速報	毎 月	85 部	毎月の人口の増減及び人口移動について、状況を明らかにしたもの。
(2) 平塚市統計書 (第 46 回)	年 1 回	140 部	平塚市の人口、経済、社会及び文化など各分野に渡る基本的資料を収録し、市政の現状及びその推移発展のあとを明らかにしたもの。

第2章 秘書・広報・広聴・シティプロモーション

秘書課、広報課、市民情報・相談課

第1節 秘書

1 名誉市民

本市の産業、経済、文化、その他地方自治の振興に顕著な貢献をされ、広く市民の敬仰の的となっている方に対し、その功績と荣誉をたたえることにより、市民の敬慕の情をあらわすことを目的とし、昭和40年に制定された平塚市名誉市民条例に基づき、名誉市民の称号を贈っている。

これまでに名誉市民の称号を受けられた方

- (1) 河野一郎氏（昭和40年7月27日追贈）
- (2) 比企能達氏（昭和43年12月25日追贈）
- (3) 河野謙三氏（昭和58年9月30日贈）

2 市功労者

昭和27年に制定された平塚市功労者表彰条例に基づき、行政関係者のほか、産業経済、福祉、保健衛生等本市の公共の福祉の増進に尽力された方、また、教育、芸術、科学等本市文化の向上に寄与された方を、市議会の議決を経て、市功労者として表彰している。

これまでに功労者表彰を受けられた方は、令和3年3月31日現在、181人となっている。

第2節 広報

広報は、市民と行政を結ぶコミュニケーションの大きな手段であり、広報紙、インターネット、ケーブルテレビ(CATV)、コミュニティーFM放送など、さまざまなメディアの特長を生かしながら、本市の政策や市民生活に密着した情報を、市民が理解しやすいように発信している。また、日刊紙、テレビ局、ローカル紙などのメディアにも積極的に情報を提供している。

1 出版印刷広報

(1) 広報ひらつか

市政情報やまちの話題などを記事にまとめて発行している。

平成22年4月発行号から、情報をより分かりやすく市民に伝えるため、紙面構成を見直した。超高齢社会に対応するため文字を大きくし、写真などを多用することで、分かりやすい構成とした。併せて、色使いについては、視覚障がい者らに配慮した。また発行日についても、毎月1日・15日から第1金曜日・第3金曜日に変更し、ポスティングによる全戸配布を開始した。さらに、平成23年10月から、第3金曜日号も8ページ化した。

○形式 タブロイド判 第1・第3金曜日号8ページ（全面カラー）

○発行 毎月第1・第3金曜日（令和3年3月第3金曜日号115,134部）

○配布 ポスティングで、発行日を含め3日間で全戸配布。

○経歴 昭和24年10月創刊、平成5年5月から月2回発行、令和3年3月末現在1171号。

○ウェブサイトの活用 平成11年7月15日号から、平塚市ウェブサイトなどで掲載内容を発信。平成25年12月、広報ひらつか1000号発行に合わせて「広報ひらつかデジタルアーカイブ」を公開。これまでの広報紙をデジタル化し、インターネットで閲覧できるようにした。

(2) 点字広報紙

毎月2回発行。「広報ひらつか」のほぼ全文を掲載し、希望する市内の視覚障がい者に郵送している。

○製作 令和3年3月第3金曜日号33部

○経歴 昭和45年4月創刊、令和3年3月末現在944号

(3) 声の広報紙

毎月2回発行。「広報ひらつか」の内容を録音したデジジー・CDを作成し、社会福祉協議会などの協力を得て、令和3年3月第3金曜日号は32部製作。希望する市内の視覚障がい者に郵送している。

(4) 電子書籍版広報紙

平成23年3月からスマートフォンなどで読めるEPUB形式の電子書籍版広報ひらつかの配信をしていたが、平成28年4月からはEPUB形式の配信を止め、代わりにスマートフォンやタブレットPC端末で広報紙が読めるアプリケーションソフトによる配信を開始した。最新号の発行に併せて自動的に端末に通知する機能や、記事をSNSでシェアできる機能などがある。令和元年8月からは、新たに多言語に対応したアプリケーションソフトによる配信を開始した。9言語での翻訳が可能のほか、文字の拡大や音声読み上げの機能などもある。

(5) 市民生活ガイドブック

転入者が本市で暮らし始めるときに戸惑うことがないように、転入手続きの際に市民課窓口で配布している。市の事業・制度、公共施設の利用案内などを掲載するとともに、歴史・文化・自然など市のあらましを紹介している。希望者には市庁舎本館1階総合案内、公民館などの公共施設や商業施設などで配布している。

○発行部数 25,000部 A4判 120ページ(フルカラー)

2 視聴覚広報

(1) 映像広報

市政の動きや市からのお知らせなどの番組を制作し、放送している。

ア ケーブルテレビ湘南チャンネル

○企画番組「ひらつかビジョン」(6本)

イ ビデオ・DVDの活用

本市が制作した番組のビデオやDVDを、図書館などで貸し出している。

ウ ウェブサイトの活用

平成14年12月から、平塚市ウェブサイト「平塚市関連テレビ番組の紹介」(現:メディア

ア情報) コーナーを開設し、番組の放送時間などの情報を発信している。また、平成 21 年 12 月からは「Y o u T u b e」でも映像番組を配信している。

(2) コミュニティーFM放送

市からのお知らせ、行事、イベント情報などをFM湘南ナパサで放送している。

○平塚市広報だより (内容は週替り)

○平塚市スポットアナウンス (緊急情報などを随時提供)

3 その他

(1) インターネット

平成 8 年 12 月に「平塚市ウェブサイト」を開設し、本市情報の発信を開始した。平成 14 年には全課から情報を発信している。平成 19 年 2 月にコンテンツ・マネジメント・システム (ウェブサイト管理するソフトウェア) を導入し、平塚市ウェブサイト全体をリニューアルした。これに伴い、各課での内容更新が可能となり、迅速で柔軟な対応ができるようになった。さらに、平成 23 年 12 月に再度リニューアルし、ウェブサイトに関する国内外の規格を満たせるようにした。デザインを一新し、情報分類を見直すとともに、シンプルで分かりやすいページ構成とした。また、平成 15 年 5 月から市議会会議録をインターネットで公開。平成 18 年 9 月からトップページにバナー広告 (有料広告) の掲載を開始した。平成 19 年 3 月から「よくある質問とその回答集 (FAQ)」を掲載して、内容の改善及び充実を図っている。ほかにも、平成 24 年 4 月には 5 カ国語に対応した自動翻訳サービスを導入、平成 26 年 6 月には、トップページと第 2 階層、子育てページでスマートフォン専用画面を公開した。平成 29 年 3 月には 3 度目となる平塚市ウェブサイトの全面リニューアルを行った。リニューアルにあたり、ページの分類方法を見直し、知りたい情報を探しやすいウェブサイトへと刷新するとともにスマートフォンなどの機器に合わせて操作性を高めるウェブデザインを導入した。

○平塚市ウェブサイトアクセス件数 (令和 2 年度) 8,962,216 件

(2) 報道発表

平塚記者クラブに加盟する新聞記者、放送記者及び地元報道機関に対して、定例記者会見を開催している。また、プレスサービスとして積極的に市政の報道発表を実施している。

平成 13 年 3 月から、平塚市ウェブサイトに「平塚市記者発表」を開設し、定例記者会見の内容を発信、さらに同年 5 月から記者発表資料も提供している。また、同年 11 月からは、報道機関に対して電子メールで記者発表資料を発信している。令和 2 年度の発信件数は 294 件。

(3) 広報板

市内各地に 70 基の広報板を設置し、毎月 2 回、各種の行政ポスターを掲出している。

(4) 広報車

市主催による各種大会や、パレードの先導などに活用している。また、地震、津波、台風などの災害時にも出動し、災害対策車として市民に注意を呼び掛ける。

第3節 広聴

市民の声は「明るく住みよいまちづくり」、「市民本位の市政」を推進するための源であり、市民と行政との良好な相互関係を構築するための貴重な情報である。これら市政に対する市民の意見、提案などを積極的にとらえ、可能な限りこれを市政に反映するために、「市長への手紙」をはじめいろいろな広聴活動を行っている。

1 市長への手紙

(1) 専用封書

市民の声を積極的に聴取するため、昭和55年5月から実施している。

(2) 一般封書等

郵送によるもの、ファクスによるもの等がある。ファクスについては、平成7年9月から送信料市払いにより24時間受信可能なフリーダイヤル「なでしこファクス」を開設している。

(3) 広聴メモ

市職員一人一人が受けた行政に対する市民の声をその場でメモし、市政に反映させることを目的として昭和42年9月から実施している。

(4) 投稿フォーム

本市ウェブの中に、平成10年5月から「投稿フォーム」を開設している。

(5) 団体要望

各種団体や政党等から寄せられるもの。

2 市民と市長の対話集会

市民と協働して魅力あるまちづくりを進めるため、市民と直接対話を行うことで、市民の視点からの発想を生かした行政運営を推進していくとともに、市政への理解を深めてもらうことを目的として市民と市長の対話集会を実施した。

「市長と語ろう！ほっとミーティング」は、「コロナ禍におけるひらつかの子育て」をテーマに、中学生以下の保護者を対象にオンラインにて開催し、6人の市民が参加した。

また、平塚市自治会連絡協議会と「ウィズコロナ時代の地域活動とは～持続可能な地域運営について～」をテーマに、対面にて4回開催し、26人が参加した。

さらに、公益社団法人平塚青年会議所が主催した「ひらつかタウンミーティング」では、高校生13人、大学生ファシリテーター5人とオンラインにて意見交換を行った。

3 広聴手段別の要望内訳

令和2年度は、市長への手紙（専用封書、投稿フォーム、ファクス、一般封書、広聴メモ等）及び団体要望の方法によって478通、1,505件の要望が市に寄せられた。

広聴手段別	令和2年度	
	通 数	件 数
市長への手紙	369	470
専用封書	111	151
一般封書	48	68
電 話	0	0
来 庁	0	0
広 聴 メ モ	13	17
なでしこファクス	3	6
投 稿 フ ォ ー ム	194	228
他 機 関 情 報 提 供	0	0
市民と市長の対話集会	0	0
団 体 要 望	109	1,035
合 計	478	1,505

第4節 シティプロモーション

近年、全国の自治体で、定住人口の獲得や観光客の誘致などを目的として、さまざまなシティプロモーションの取り組みが行われている。

本市においても、選ばれるまち、住み続けたいまちを目指し、平成27年11月に平塚市シティプロモーション指針を策定するとともに、平成28年7月に「手をつなぎたくなる街 湘南ひらつか」のスローガンとロゴマークを決定し、シティプロモーションを本格的にスタートした。平成29年2月には都市イメージの向上を目指した平塚市ブランディング戦略を策定するなど、新たな魅力づくりや多方面に向けた情報発信を進め、都市イメージの向上や定住促進の魅力発信に取り組んでいる。



手をつなぎたくなる街

1 ご当地婚姻届

令和3年1月に平塚市出身のアーティスト、オノルイーゼ氏デザインのご当地婚姻届を導入した。ばらの花をモチーフにした華やかなデザインであり、全国どこの自治体の窓口でも提出できる公式な婚姻届である。

2 SNS を活用した魅力発信

Facebook、Twitter、Instagram、LINE を活用し、平塚市の日常や魅力的な風景などをタイムリーに発信している。Instagram では「#hiratsukagood」のハッシュタグ投稿が、令和3年3月現在、市内外から65,000以上集まっている。

3 動画による魅力発信

令和2年11月に「新しいライフスタイルを平塚で」を制作し、ウェブ上で公開するとともに、ららぽーと湘南平塚や新橋ファロシティビジョン、市内路線バス、横浜市営地下鉄、横浜市営バス、新宿駅構内のデジタルサイネージ等で放映した。

4 平塚地下道ミュージアム

平塚まちなか美術館実行委員会に委託し、平塚駅前広場地下道内の階段と南北通路の壁面に、アート作品を展示する「平塚地下道ミュージアム」を平成29年11月に開設した。さらに、平塚駅前広場地下道内の西側通路の壁面を中心に、アート作品を展示する「続・平塚地下道ミュージアム」を平成30年11月に開設した。

5 湘南平に恋人たちのモニュメント「ainowa」の設置

平成30年3月に、高麗山公園レストハウス（湘南平）に、恋人たちなどが南京錠をかけたり記念撮影をしたりできるモニュメント「ainowa」を設置した。

6 定住促進魅力発信

(1) 定住促進ウェブサイト制作

「湘南で子育てするなら平塚市」をスローガンに定住面での平塚の魅力を幅広く発信し、市外からの転入者を増やすため、ウェブサイトで情報発信している。

(2) 交通広告の実施

令和2年12月と令和3年1月に、JR 上野東京ライン・湘南新宿ラインにポスター広告を掲出した。

(3) 横断幕の掲出

小田原厚木道路と交差する岡崎架道橋、広川第二架道橋に「子育てするなら平塚市」の横断幕を掲出した。

7 ご当地ナンバープレート（原動機付自転車）

令和2年、平塚市オリジナルのご当地ナンバープレートを制作した。デザインは平塚市出身のアーティスト、オノルイーゼ氏による「海岸の夕陽」を採用した。市民税課で交付を行っている。



8 フォトスポット制作

令和2年10月に、湘南ベルマーレひらつかビーチパーク by shonanzoen 内「湘南ひらつかビーチセンター」の壁面に、平塚市出身のアーティスト、オノルイーゼ氏のフォトスポットを制作した。

9 新型コロナウイルス感染症拡大防止の予防啓発

(1) 懸垂幕の掲出

令和2年4月に市庁舎南東部に新型コロナウイルス感染症拡大防止を啓発する懸垂幕を掲出した。

(2) 動画

令和3年1月に新型コロナウイルス感染症予防啓発動画「家庭内感染を防ごう」を制作し、ららぽーと湘南平塚や市内路線バス等で放映した。

第3章 財政

財政課

第1節 財政

令和3年度当初予算の歳入歳出予算は、一般会計が902億4,000万円（対前年度比3.1%増）、特別会計5会計では717億9,250万円（対前年度比6.4%減）、病院事業会計は156億4,700万円（対前年度比1.5%減）、下水道事業会計は137億1,100万円（対前年度比4.5%減）となっており、全会計を合わせた予算額は1,913億9,050万円となり、前年度に比べ1.6%減となった。

令和2年度全会計における決算額（以下における額は、全て見込額）は、歳入歳出予算額2,329億7,503万6千円に対し、歳入決算額2,221億771万5千円（対前年度比24.3%増）、歳出決算額は、2,153億6,370万円（対前年度比22.5%増）であった。

このうち一般会計は、歳入歳出予算額1,247億5,624万2千円に対する歳入決算額は1,202億7,896万5千円、歳出決算額は1,149億8,399万9千円であった。歳入決算額から歳出決算額と翌年度へ繰り越す事業に充てる財源22億2,057万9千円を差し引いた実質収支は30億7,438万7千円の黒字決算となり、単年度収支は1億7,437万6千円の赤字となった。また、積立金を加え、積立金の取り崩しを差し引いた実質単年度収支においては11億4,810万9千円の赤字となった。

全会計における市債残高は1,027億9,170万3千円であり、前年度末現在高と比べると14億3,551万5千円（1.4%）の減となった。令和2年度の主な市債は、臨時財政対策債の14億642万7千円、見附台周辺地区整備事業の13億2,260万円などである。

1 予算

(1) 会計別予算額

(単位：千円)

区 分		令和2年度 当初予算額	令和2年度 最終予算額	令和3年度 当初予算額
一 般 会 計		87,520,000	124,756,242	90,240,000
特 別 会 計	競輪事業特別会計	26,588,000	23,824,446	22,227,000
	国民健康保険事業特別会計	25,945,000	26,227,186	25,499,000
	水産物地方卸売市場事業特別会計	16,500	16,500	15,500
	介護保険事業特別会計	20,299,000	21,334,689	20,099,000
	後期高齢者医療事業特別会計	3,829,000	4,034,458	3,952,000
	計	76,677,500	75,437,279	71,792,500
公 営 企 業 会 計	病院事業会計	15,886,000	16,688,724	15,647,000
	下水道事業会計	14,351,000	16,092,791	13,711,000
	計	30,237,000	32,781,515	29,358,000
合 計		194,434,500	232,975,036	191,390,500

注：最終予算額は、前年度からの繰越分を含む

(2) 一般会計款別予算額
歳入

(単位：千円、%)

区 分	令和2年度		令和3年度		比較(3-2年度)	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
市税	43,039,439	49.2	40,242,936	44.6	△ 2,796,503	△ 6.5
地方譲与税	493,000	0.6	399,318	0.4	△ 93,682	△ 19.0
利子割交付金	40,000	0.0	30,000	0.0	△ 10,000	△ 25.0
配当割交付金	220,000	0.3	220,000	0.2	0	0.0
株式等譲渡所得割交付金	200,000	0.2	300,000	0.3	100,000	50.0
法人事業税交付金	250,000	0.3	250,000	0.3	0	0.0
地方消費税交付金	5,220,000	6.0	5,190,000	5.8	△ 30,000	△ 0.6
ゴルフ場利用税交付金	40,000	0.0	40,000	0.1	0	0.0
環境性能割交付金	230,000	0.3	230,000	0.3	0	0.0
地方特例交付金	200,000	0.2	718,000	0.8	518,000	259.0
地方交付税	850,100	1.0	1,150,100	1.3	300,000	35.3
交通安全対策特別交付金	30,000	0.0	30,000	0.0	0	0.0
分担金及び負担金	566,102	0.6	544,702	0.6	△ 21,400	△ 3.8
使用料及び手数料	1,681,438	1.9	1,607,734	1.8	△ 73,704	△ 4.4
国庫支出金	14,870,342	17.0	15,663,214	17.4	792,872	5.3
県支出金	6,705,536	7.7	6,218,516	6.9	△ 487,020	△ 7.3
財産収入	98,108	0.1	137,060	0.2	38,952	39.7
寄附金	35,969	0.0	37,468	0.0	1,499	4.2
繰入金	1,877,806	2.1	3,192,260	3.5	1,314,454	70.0
繰越金	1,300,000	1.5	1,300,000	1.4	0	0.0
諸収入	3,191,960	3.7	3,422,392	3.8	230,432	7.2
市債	6,380,200	7.3	9,316,300	10.3	2,936,100	46.0
計	87,520,000	100.0	90,240,000	100.0	2,720,000	3.1

歳出

(単位：千円、%)

区 分	令和2年度		令和3年度		比較(3-2年度)	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
議会費	440,972	0.5	444,419	0.5	3,447	0.8
総務費	7,259,955	8.3	6,697,757	7.4	△ 562,198	△ 7.7
民生費	39,434,088	45.1	39,602,808	43.9	168,720	0.4
衛生費	7,019,510	8.0	7,739,916	8.6	720,406	10.3
労働費	231,291	0.3	331,816	0.4	100,525	43.5
農林水産業費	724,176	0.8	769,619	0.8	45,443	6.3
商工費	2,086,799	2.4	2,061,534	2.3	△ 25,265	△ 1.2
土木費	11,543,767	13.2	14,031,304	15.5	2,487,537	21.5
消防費	3,230,280	3.7	3,078,396	3.4	△ 151,884	△ 4.7
教育費	9,405,564	10.7	9,434,518	10.5	28,954	0.3
公債費	5,668,598	6.5	5,947,913	6.6	279,315	4.9
諸支出金	375,000	0.4	0	-	△ 375,000	皆減
予備費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	0.0
計	87,520,000	100.0	90,240,000	100.0	2,720,000	3.1

(3) 一般会計経費別予算額

(単位：千円、%)

区 分		令和2年度		令和3年度		比較(3-2年度)	
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
義務的経費	人件費	17,365,440	19.8	17,230,152	19.1	△ 135,288	△ 0.8
	扶助費	24,466,962	28.0	25,197,082	27.9	730,120	3.0
	公債費	5,668,590	6.5	5,947,908	6.6	279,318	4.9
	計	47,500,992	54.3	48,375,142	53.6	874,150	1.8
投資的経費	普通建設事業費	8,684,837	9.9	10,202,603	11.3	1,517,766	17.5
	災害復旧事業費	-	-	-	-	-	-
	計	8,684,837	9.9	10,202,603	11.3	1,517,766	17.5
その他	物件費	11,419,051	13.0	12,817,943	14.2	1,398,892	12.3
	補助費等	10,493,140	12.0	10,035,032	11.1	△ 458,108	△ 4.4
	維持補修費	1,140,143	1.3	852,668	1.0	△ 287,475	△ 25.2
	繰出金	6,028,826	6.9	5,975,246	6.6	△ 53,580	△ 0.9
	積立金	71,321	0.1	72,676	0.1	1,355	1.9
	投資及び出資金	-	-	-	-	-	-
	貸付金	2,081,690	2.4	1,808,690	2.0	△ 273,000	△ 13.1
	予備費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	0.0
	計	31,334,171	35.8	31,662,255	35.1	328,084	1.0
合 計	87,520,000	100.0	90,240,000	100.0	2,720,000	3.1	

2 決算

(1) 会計別決算額

(単位：千円)

区 分		歳入決算額		歳出決算額	
		令和元年度	令和2年度 (見込)	令和元年度	令和2年度 (見込)
一 般 会 計		86,400,589	120,278,965	82,459,903	114,983,999
特 別 会 計	競輪事業特別会計	16,588,316	22,414,941	16,051,870	21,875,202
	国民健康保険事業特別会計	26,346,568	24,978,029	26,058,737	24,788,286
	水産物地方卸売市場事業特別会計	17,999	16,447	16,861	15,486
	介護保険事業特別会計	20,450,268	21,161,840	19,771,678	20,368,504
	後期高齢者医療事業特別会計	3,590,861	3,986,342	3,377,358	3,717,640
	計	66,994,012	72,557,599	65,276,504	70,765,118
公 営 企 業 会 計	病院事業会計	14,452,360	17,755,346	15,180,128	16,052,390
	下水道事業会計	10,828,997	11,515,805	12,884,808	13,562,193
	計	25,281,357	29,271,151	28,064,936	29,614,583
合 計		178,675,958	222,107,715	175,801,343	215,363,700

(2) 一般会計款別決算額

歳 入

(単位：千円、%)

区 分	令和元年度		令和2年度		比較(2-元年度)	
	決算額	構成比	決算額 (見込)	構成比	増 減 額	増減率
市税	43,827,745	50.7	43,536,998	36.2	△ 290,747	△ 0.7
地方譲与税	503,723	0.6	510,269	0.4	6,546	1.3
利子割交付金	22,697	0.0	22,664	0.0	△ 33	△ 0.1
配当割交付金	209,210	0.2	191,482	0.1	△ 17,728	△ 8.5
株式等譲渡所得割交付金	125,756	0.1	226,484	0.2	100,728	80.1
法人事業税交付金	—	—	324,776	0.3	324,776	皆増
地方消費税交付金	4,430,691	5.1	5,383,005	4.5	952,314	21.5
ゴルフ場利用税交付金	41,844	0.1	31,626	0.0	△ 10,218	△ 24.4
環境性能割交付金	43,796	0.1	89,499	0.1	45,703	104.4
地方特例交付金	559,585	0.6	313,055	0.2	△ 246,530	△ 44.1
地方交付税	1,179,933	1.4	1,194,700	1.0	14,767	1.3
交通安全対策特別交付金	33,339	0.0	36,082	0.0	2,743	8.2
分担金及び負担金	790,185	0.9	483,354	0.4	△ 306,831	△ 38.8
使用料及び手数料	1,486,584	1.7	1,469,025	1.2	△ 17,559	△ 1.2
国庫支出金	14,575,310	16.9	44,347,490	36.9	29,772,180	204.3
県支出金	5,835,856	6.8	6,473,529	5.4	637,673	10.9
財産収入	106,436	0.1	250,499	0.2	144,063	135.4
寄附金	109,593	0.2	63,803	0.1	△ 45,790	△ 41.8
繰入金	773,198	0.9	2,257,278	1.9	1,484,080	191.9
繰越金	3,044,762	3.5	3,940,686	3.3	895,924	29.4
諸収入	3,342,734	3.9	3,404,991	2.8	62,257	1.9
市債	5,217,352	6.0	5,727,527	4.8	510,175	9.8
自動車取得税交付金	140,260	0.2	143	0.0	△ 140,117	△ 99.9
計	86,400,589	100.0	120,278,965	100.0	33,878,376	39.2

歳 出

(単位：千円、%)

区 分	令和元年度		令和2年度		比較(2-元年度)	
	決算額	構成比	決算額 (見込)	構成比	増 減 額	増減率
議会費	429,271	0.5	411,650	0.3	△ 17,621	△ 4.1
総務費	8,156,901	9.9	34,864,167	30.3	26,707,266	327.4
民生費	37,574,940	45.6	38,874,083	33.8	1,299,143	3.5
衛生費	6,772,013	8.2	7,473,601	6.5	701,588	10.4
労働費	229,295	0.3	224,102	0.2	△ 5,193	△ 2.3
農林水産業費	884,884	1.1	917,980	0.8	33,096	3.7
商工費	1,969,647	2.4	3,090,520	2.7	1,120,873	56.9
土木費	9,650,176	11.7	10,933,604	9.5	1,283,428	13.3
消防費	2,935,732	3.6	3,212,765	2.8	277,033	9.4
教育費	8,037,989	9.7	9,062,825	7.9	1,024,836	12.7
公債費	5,332,943	6.5	5,488,022	4.8	155,079	2.9
諸支出金	375,000	0.4	375,000	0.3	0	0.0
災害復旧費	111,112	0.1	55,680	0.1	△ 55,432	△ 49.9
計	82,459,903	100.0	114,983,999	100.0	32,524,096	39.4

(3) 一般会計経費別決算額

(単位：千円、%)

区 分	令和元年度		令和2年度		比較(2-元年度)		
	決算額	構成比	決算額 (見込)	構成比	増減額	増減率	
義務的経費	人件費	15,176,991	18.4	16,392,868	14.3	1,215,877	8.0
	扶助費	24,236,502	29.4	24,988,121	21.7	751,619	3.1
	公債費	5,332,937	6.5	5,488,022	4.8	155,085	2.9
	計	44,746,430	54.3	46,869,011	40.8	2,122,581	4.7
投資的経費	普通建設事業費	6,401,369	7.8	8,556,117	7.4	2,154,748	33.7
	災害復旧事業費	111,112	0.1	55,680	0.1	△ 55,432	△ 49.9
	計	6,512,481	7.9	8,611,797	7.5	2,099,316	32.2
その他	物件費	11,736,983	14.2	12,201,212	10.6	464,229	4.0
	補助費等	6,796,406	8.2	33,760,624	29.4	26,964,218	396.7
	維持補修費	1,116,431	1.4	1,099,490	0.9	△ 16,941	△ 1.5
	繰出金	7,875,065	9.5	8,075,045	7.0	199,980	2.5
	積立金	1,048,349	1.3	1,681,875	1.5	633,526	60.4
	投資及び出資金	551,758	0.7	603,125	0.5	51,367	9.3
	貸付金	2,076,000	2.5	2,081,820	1.8	5,820	0.3
	計	31,200,992	37.8	59,503,191	51.7	28,302,199	90.7
合 計	82,459,903	100.0	114,983,999	100.0	32,524,096	39.4	

(4) 公営企業会計決算額

(単位：千円)

病院事業会計	収入決算額		支出決算額	
	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和元年度	令和2年度 (見込)
収益的収支	14,126,495	16,896,120	14,144,053	14,574,927
資本的収支	325,865	859,226	1,036,075	1,477,463

下水道事業会計	収入決算額		支出決算額	
	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和元年度	令和2年度 (見込)
収益的収支	8,022,631	7,873,728	7,437,387	7,360,487
資本的収支	2,806,366	3,642,077	5,447,421	6,201,706

3 市債現在高

令和3年5月31日現在 (単位：千円)

区 分	前年度末 現在高	決算年度中増減額		決算年度末 現在高	
		決算年度中 借入額	決算年度中 元金償還額		
一 般 会 計	普通債	30,967,627	4,034,200	3,096,831	31,904,996
	総務	5,033,982	55,500	373,649	4,715,833
	民生	1,649,109	76,500	131,508	1,594,101
	衛生	5,593,363	62,800	687,570	4,968,593
	農林水産	301,396	93,900	36,419	358,877
	土木	8,657,145	2,187,500	1,020,806	9,823,839
	住宅	1,307,242	76,400	128,334	1,255,308
	消防	1,508,112	375,100	147,959	1,735,253
	教育	6,917,278	1,106,500	570,586	7,453,192
	災害復旧債	208,089	18,500	14,834	211,755
	その他	23,260,609	1,674,827	2,115,012	22,820,424
	減収補填債		268,400		268,400
	減税補填債	917,109		235,697	681,412
	臨時財政対策債	22,343,500	1,406,427	1,879,315	21,870,612
小計	54,436,325	5,727,527	5,226,677	54,937,175	
公 営 企 業 会 計	病院	12,583,186	257,600	537,463	12,303,323
	下水道	37,207,707	1,909,400	3,565,902	35,551,205
	小計	49,790,893	2,167,000	4,103,365	47,854,528
合 計	104,227,218	7,894,527	9,330,042	102,791,703	

※千円未満の端数処理を行っているため、合計が合わないことがあります。

4 市債現在高（利率別）

一般会計

令和3年5月31日現在（単位：千円）

区分	2年度末 現在高	借入利率別内訳					
		2.0%以下	2.5%以下	3.0%以下	3.5%以下	4.0%以下	4.0%超
政府資金	27,372,424	27,057,369	302,961	12,094			
内訳	財政融資	25,041,156	24,738,195	302,961			
	簡保	1,237,124	1,225,030	12,094			
	郵貯	1,094,144	1,094,144				
県貸付金	1,916,224	1,895,278	6,508		14,438		
市内金融機関	10,710,690	10,710,690					
地方公共団体金融機構	7,877,228	7,815,872	61,356				
共済等	7,060,609	7,060,609					
計	54,937,175	54,539,818	370,825	12,094	14,438		

病院事業会計

区分	2年度末 現在高	借入利率別内訳					
		2.0%以下	2.5%以下	3.0%以下	3.5%以下	4.0%以下	4.0%超
財政融資							
市内金融機関	1,007,473	1,007,473					
地方公共団体金融機構	10,541,950	10,541,950					
その他金融機関	753,900	753,900					
計	12,303,323	12,303,323					

下水道事業会計

区分	2年度末 現在高	借入利率別内訳						
		2.0%以下	2.5%以下	3.0%以下	3.5%以下	4.0%以下	4.0%超	
政府資金	16,540,158	7,784,068	5,085,458	778,195	719,587	599,128	1,573,722	
内訳	財政融資	7,972,052	2,939,517	1,538,423	778,195	719,587	599,128	1,397,202
	簡保	8,568,106	4,844,551	3,547,035				176,520
県貸付金	704,683	350,488	292,948	61,247				
市内金融機関	1,604,789	1,604,789						
地方公共団体金融機構	16,101,575	12,351,062	2,721,141	252,339	323,577	309,409	144,047	
その他金融機関	600,000	600,000						
計	35,551,205	22,690,407	8,099,547	1,091,781	1,043,164	908,537	1,717,769	

※千円未満の端数処理を行っているため、合計が合わないことがあります。

第4章 市税

納税課、市民税課、固定資産税課

1 市税

(1) 令和2年度市税収入状況（決算見込）

（単位 千円）

区分		納税義務者数	予算額	調定額	収入額	徴収率
市民税		135,796	18,004,862	18,970,367	18,757,596	98.88
内訳	個人	129,201	15,248,906	15,972,292	15,783,465	98.82
	法人	6,595	2,755,956	2,998,075	2,974,131	99.20
固定資産税		96,267	19,409,941	19,691,043	19,586,957	99.47
内訳	土地家屋	93,623	16,189,578	16,372,111	16,285,903	99.47
	償却資産	2,631	3,150,000	3,248,568	3,230,690	99.45
	交付金	13	70,363	70,364	70,364	100.00
軽自動車税		79,935	503,601	495,527	487,694	98.42
内訳	種別割	79,935	466,516	477,188	469,355	98.36
	環境性能割	-	37,085	18,339	18,339	100.00
市たばこ税		-	1,582,157	1,666,127	1,666,127	100.00
特別土地保有税		-	0	0	0	-
都市計画税		85,567	2,628,165	2,649,564	2,635,792	99.48
現年課税分計		-	42,128,726	43,472,628	43,134,166	99.22
滞納繰越分		-	351,451	1,233,905	402,832	32.65
市税合計		-	42,480,177	44,706,533	43,536,998	97.38

(2) 市税調定（現年課税分）の前年対比率

区分	元年度		2年度	
	構成割合	調定額伸率	構成割合	調定額伸率
市民税	44.6 %	△0.2 %	43.6 %	△2.8 %
個人	36.2	1.2	36.7	0.8
法人	8.4	△6.1	6.9	△18.5
固定資産税	44.4	0.7	45.4	1.4
土地家屋	37.0	0.9	37.7	1.1
償却資産	7.2	△0.2	7.5	3.2
交付金	0.2	△6.2	0.2	△6.5
軽自動車税	1.1	3.4	1.1	6.4
種別割	1.0	3.4	1.0	3.7
環境性能割	0.1	-	0.1	222.5
市たばこ税	3.9	△0.7	3.8	△3.1
特別土地保有税	0.0	-	0.0	-
都市計画税	6.0	0.6	6.1	0.7
計	100.0	0.2	100.0	△0.6

(3) 市税の負担状況

区 分	元年度	2年度
1 世帯当たりの額	387,679 円	380,758 円
伸び率	△1.0 %	△1.8 %
市民1人当たりの額	169,846 円	169,030 円
伸び率	0.2 %	△0.5 %

現年課税分調定決算見込額（令和2年度）
世帯数または人口（令和3年4月1日現在）

(4) 市税の徴収に要する経費に関する調べ

区 分		元年度	2年度
税収入額	1 市税	43,827,745 千円	43,536,998 千円
	2 個人の県民税	10,574,360	10,660,328
	3 合 計	54,402,105	54,197,326
徴 税 費	4 人件費	595,897	621,634
	5 需用費	51,234	46,804
	6 諸費	13	0
	7 その他	602,454	479,249
8 合 計	1,249,598	1,147,687	
個人県民税 徴収取扱費	9 合 計	411,852	416,447
税収入額に対 する徴税費の 割合	10 ⑧÷③	2.3 %	2.1 %
	11 (⑧-⑨) ÷ ①	1.9	1.7
徴税職員数	徴税職員	79 人	81 人
	その他の職員	0	0

2 市民税

(1) 市民税調定額及び納税者の調べ（現年課税分）

区 分		令和元年度				令和2年度			
		普通徴収分		特別徴収分		普通徴収分		特別徴収分	
		納税者数	調定額	納税者数	調定額	納税者数	調定額	納税者数	調定額
		人	千円	人	千円	人	千円	人	千円
個 納税者	均等割のみ	1,284		4,517		1,284		4,531	
	均等割・所得割	22,618		100,308		21,680		101,706	
	計	23,902	3,316,464	104,825	12,388,364	22,964	3,315,761	106,237	12,528,895
人	納税者1人当たり課税額	122,001円				122,636円			
区 分		納税者数		割合		納税者数		割合	
法 納税者	均等割のみ	社		%		社		%	
	均等割のみ	3,900		59.9		3,974		60.3	
	法人税割のみ	-		0.0		-		0.0	
	均等割・法人税割	2,608		40.1		2,621		39.7	
	計	6,508		100.0		6,595		100.0	
区 分		納税者数		調定額		納税者数		調定額	
人 納税者	均等割額	社		千円		社		千円	
	均等割額	6,508		762,426		6,595		758,996	
	法人税割額	2,608		2,917,331		2,621		2,239,078	
	計	-		3,679,757		-		2,998,074	
1社当たり課税額		565,421円				454,598円			

2年度（決算見込）

(2) 課税標準額段階別所得区分総所得金額等（令和3年度当初課税）

課税標準の段階	給与所得者		営業等所得者		農業所得者		その他の所得者		分離課税をした者		合計	
	納税義務者数	総所得金額等 千円	納税義務者数	総所得金額等 千円	納税義務者数	総所得金額等 千円	納税義務者数	総所得金額等 千円	納税義務者数	総所得金額等 千円	納税義務者数	総所得金額等 千円
10万円以下の金額	2,880	1,869,095	196	181,349	10	10,337	1,071	1,004,646	255	95,282	4,412	3,160,709
10万円を超え100万円以下	24,401	35,813,289	1,467	2,261,587	31	49,579	12,345	17,955,836	255	405,825	38,499	56,486,116
100万円 "	29,470	76,891,030	1,155	3,023,582	22	63,994	4,420	10,773,409	249	654,453	35,316	91,406,468
200万円 "	18,204	70,701,688	674	2,521,470	11	40,928	1,110	4,064,997	183	702,626	20,182	78,031,709
300万円 "	9,526	49,577,797	388	1,899,557	3	13,675	444	2,120,899	131	687,372	10,492	54,299,300
400万円 "	6,837	45,536,023	248	1,544,952	4	25,482	317	1,964,509	116	756,676	7,522	49,827,642
550万円 "	2,373	19,852,952	130	1,028,169	3	24,719	149	1,161,551	70	576,459	2,725	22,643,850
700万円 "	1,802	18,874,382	89	889,446	0	0	166	1,664,690	94	984,724	2,151	22,413,242
1,000万円を超える金額	1,254	24,419,962	138	3,240,565	0	0	185	3,412,537	118	2,676,523	1,695	33,749,587
合計	96,747	343,536,218	4,485	16,590,677	84	228,714	20,207	44,123,074	1,471	7,539,940	122,994	412,018,623

「市町村税課税状況等の調」から引用

(3) 所得者区分別所得割額等(令和3年度当初課税)

所有者区分	納税義務者数 人	構成比 %	総所得金額等 千円	所得控除額 千円	課税標準額 千円	算出税額 千円	税額 控除額等 千円	所得割額 千円
給与所得者	96,747	78.66	343,536,218	125,717,735	217,818,483	13,065,099	846,394	12,218,705
営業等所得者	4,485	3.65	16,590,677	5,551,296	11,039,381	662,184	40,623	621,561
農業所得者	84	0.07	228,714	104,386	124,328	7,456	278	7,178
その他の所得者	20,207	16.43	44,123,074	20,589,147	23,533,927	1,411,203	87,096	1,324,107
分離課税をした者	1,471	1.20	7,539,940	2,072,157	16,276,101	654,413	60,941	593,472
計	122,994	100.0	412,018,623	154,034,721	268,792,220	15,800,355	1,035,332	14,765,023

「市町村税課税状況等の調」から引用

3 諸税

(1) 軽自動車税（種別割）

ア 調定状況（現年課税分）

区 分		令和元年度		令和2年度		
		課税台数	調定額 円	課税台数	調定額 円	
原動機付 自転車	第一種（50cc以下）	16,409	33,351,800	15,878	32,300,000	
	第二種（51～90cc以下）	1,107	2,214,000	1,069	2,138,000	
	第二種（91～125cc以下）	5,856	14,054,400	6,082	14,596,800	
	小 計	23,372	49,620,200	23,029	49,034,800	
小型特殊自 動車	農耕作業用のもの	1,574	3,777,600	1,573	3,775,200	
	その他のもの	328	1,935,200	311	1,834,900	
	小 計	1,902	5,712,800	1,884	5,610,100	
軽自動車	二 輪	4,345	15,642,000	4,350	15,660,000	
	三 輪	3	12,300	3	12,300	
	四輪	貨物用	10,336	49,146,800	10,330	49,969,500
		乗用	34,731	315,715,900	35,375	332,379,600
	小 計	49,415	380,517,000	50,058	398,021,400	
二輪の小型自動車		4,026	24,156,000	4,087	24,522,000	
合 計		78,715	460,006,000	79,058	477,188,300	

2年度（決算見込）

イ 異動台数

年度	区分	原動機付自転車			小型特殊車		軽自動車				二輪の 小 型 自動車
		第一種 （50cc 以下）	第二種 （51～ 90cc）	第二種 （91～ 125cc）	農耕用	その他	二 輪	三 輪	四 輪		
									貨物	乗用	
元	登録	2,501	167	1,143	112	22	825	0	2,763	11,010	1,289
	廃車	3,013	219	921	112	39	817	0	2,961	10,986	1,193
2	登録	2,715	254	1,508	123	26	892	0	2,735	10,850	1,316
	廃車	3,279	275	1,308	101	23	845	1	2,643	10,224	1,208

（注）ミニカーは、原動機付自転車（50CC以下）に含む。

（注）ご当地ナンバー含む

(2) 軽自動車税（環境性能割）

ア 調定状況（現年課税分）

令和2年度		
月	台数（台）	払込額（円）
1	120	2,065,600
2	76	1,201,100
3	94	1,534,100
計	290	4,800,800

（注）令和3年1月から軽自動車税環境性能割払込通知書内に月別台数が記載されるようになったため、台数内訳は令和3年1月以降となります。

(3) 市たばこ税

区 分		2年度
売渡し本数		283,618,043本
税 率		6,122円 / 1,000本
税 額		1,666,126,582円
1か月平均税額		138,843,882円
伸 率	売渡し本数	△ 6.6%
	税 額	△ 3.1%

4 固定資産税

(1) 調定状況（現年課税分）

区		分	元 年 度	2 年 度
純 固 定 資 産 税	課税標準額（円）	土地	628,147,868,000	623,560,165,000
		家屋	554,475,254,000	570,149,855,000
		償却資産	224,789,728,000	232,038,370,000
		計	1,407,412,850,000	1,425,748,390,000
	調定額（円）	土地	8,748,406,500	8,694,725,520
		家屋	7,446,057,100	7,677,385,178
		償却資産	3,147,600,600	3,248,568,100
		計	19,342,064,200	19,620,678,798
	納税者（人）	土地・家屋	93,268	93,623
		償却資産	2,624	2,631
		計	95,892	96,254
	交付金	調定額（円）	交付金	75,224,600
計			75,224,600	70,363,600
固定資産税調定額（円）			19,417,288,800	19,691,042,398

注：2年度は決算見込み

(2) 土地（法定免税点以上）

区	分	地積 A (㎡)	決定価格 B (千円)	筆 数	㎡当たり 平均価格 B/A
2 年度	一般田	6,996,041	789,880	10,662	113
	勧告遊休田	7,163	1,537	10	215
	介在田・ 市街化田	288,032	9,800,403	1,275	34,025
	一般畑	7,332,486	564,465	13,712	77
	勧告遊休畑	6,577	1,009	19	153
	介在畑・ 市街化畑	595,991	31,861,398	2,097	53,460
	宅 地	22,467,431	1,618,218,695	127,532	72,025
	一般山林	3,418,845	133,347	2,986	39
	介在山林	91,697	185,748	265	2,026
	原 野	105,199	4,687	54	45
	雑種地	3,573,200	83,324,282	10,031	23,319
	計	44,882,662	1,744,885,451	168,643	38,877
3 年度	一般田	6,954,134	786,218	10,568	113
	勧告遊休田	7,163	1,537	10	215
	介在田・ 市街化田	251,625	9,914,886	995	39,403
	一般畑	7,331,349	564,721	13,713	77
	勧告遊休畑	6,577	1,009	19	153
	介在畑・ 市街化畑	535,134	28,499,831	1,861	53,257
	宅 地	22,612,815	1,624,818,051	128,622	71,854
	一般山林	3,466,929	135,353	3,053	39
	介在山林	91,026	172,800	262	1,898
	原 野	105,199	4,687	54	45
	雑種地	3,587,118	82,519,908	10,102	23,005
	計	44,949,069	1,747,419,001	169,259	38,876

注：「固定資産概要調書」より

(3) 家屋 (法定免税点以上)

区	分	棟数	床面積 A (㎡)	決定価格 B (千円)	㎡当りの平均価格B/A (円)	
2年度	木造	専用住宅	52,207	5,522,606	184,222,116	33,358
		併用住宅	2,013	252,612	4,162,225	16,477
		附属家	3,379	130,905	626,477	4,786
		アパート	2,588	538,393	17,566,980	32,629
		事務所・銀行 店舗	776	76,310	2,040,398	26,738
		工場・倉庫	410	51,843	394,361	7,607
		その他	150	12,732	431,218	33,869
	計	61,523	6,585,401	209,443,775	31,804	
	非木造	住宅・アパート	11,606	3,596,897	186,865,424	51,952
		その他	7,377	4,067,346	174,400,578	42,878
		計	18,983	7,664,243	361,266,002	47,137
合	計	80,506	14,249,644	570,709,777	40,051	
3年度	木造	専用住宅	52,533	5,566,343	176,073,380	31,632
		併用住宅	1,982	249,090	4,045,146	16,240
		附属家	3,276	127,862	606,211	4,741
		アパート	2,564	539,364	17,058,399	31,627
		事務所・銀行 店舗	750	72,610	1,829,781	25,200
		工場・倉庫	389	46,600	347,865	7,465
		その他	149	13,111	421,639	32,159
	計	61,643	6,614,980	200,382,421	30,292	
	非木造	住宅・アパート	11,592	3,578,513	185,473,596	51,830
		その他	7,164	4,034,290	172,624,873	42,789
		計	18,756	7,612,803	358,098,469	47,039
合	計	80,399	14,227,783	558,480,890	39,253	

注：「固定資産概要調書」より

(4) 償却資産（法定免税点以上）

区 分		課 税 標 準 額 (千円)		
		2 年 度	3 年 度	
市 長 が 価 格 等 を 決 定 し た も の	構 築 物	個 人	1,806,810	1,869,479
		法 人	51,040,193	50,299,207
		計	52,847,003	52,168,686
	機 械 及 び 装 置	個 人	292,247	270,251
		法 人	88,597,479	85,208,355
		計	88,889,726	85,478,606
	船 舶	個 人	5,664	4,138
		法 人	133,866	73,848
		計	139,530	77,986
	航 空 機	個 人	0	0
		法 人	0	0
		計	0	0
	車 両 及 び 運 搬 具	個 人	838	1,975
		法 人	848,588	1,054,232
		計	849,426	1,056,207
工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	個 人	477,193	469,581	
	法 人	35,991,297	33,948,416	
	計	36,468,490	34,417,997	
小 計	個 人	2,582,752	2,615,424	
	法 人	176,611,423	170,584,058	
	計	179,194,175	173,199,482	
法 第 三 百 八 十 九 条 関 係	総務大臣が価格等を決定し配分したもの	個 人	0	0
		法 人	47,469,520	47,637,171
		計	47,469,520	47,637,171
	県知事が価格等を決定し配分したもの	個 人	0	0
		法 人	1,207,167	997,760
		計	1,207,167	997,760
	小 計	個 人	0	0
		法 人	48,676,687	48,634,931
		計	48,676,687	48,634,931
法第743条第1項の規定により 県知事が価格等を決定したもの			0	0
合 計	個 人	2,582,752	2,615,424	
	法 人	225,288,110	219,218,989	
	計	227,870,862	221,834,413	

注：「固定資産概要調書」より

第5章 財産管理

資産経営課、庁舎管理課

第1節 市有財産

市有財産（土地・建物等）は行政財産と普通財産に分類しており、行政財産の管理に関する事務は、使用又は所管する課の長が分掌している。行政財産とは、市有財産のうち市が公用（公用財産）又は公共用（公共用財産）に供し、又は供することを決定した財産で、公用財産には市庁舎、消防庁舎などの施設があり、公共用財産には学校、公営（市営）住宅、公園、公民館、幼稚園、保育園、福祉会館、図書館、博物館などの施設がある。

普通財産の管理に関する事務は、資産経営課長が分掌している。普通財産とは、行政財産以外は一切の市有財産で、貸付地、貸付建物、空地などがある。

これらの他に有価証券（株券）、出資による権利、基金などがある。

市有財産管理に関する必要事項については、平塚市市有財産規則に基づき運用している。

市有財産状況

(単位 m²)

区 分		土地（地積）	建 物		
			木造（延面積）	非木造（延面積）	延面積計
公 用 財 産	市 庁 舎	31,860.11	6.62	43,982.83	43,989.45
	消 防 施 設	12,264.16	0.00	7,060.58	7,060.58
	その他の施設	19,605.35	354.58	2,399.12	2,753.70
公 共 用 財 産	学 校	827,230.60	1,485.37	318,529.94	320,015.31
	公 営 住 宅	103,064.52	903.21	73,341.76	74,244.97
	公 園	694,451.86	510.57	65,449.87	65,960.44
	その他の施設	547,793.37	1,949.55	117,164.41	119,113.96
行 政 財 産 計		2,236,269.97	5,209.90	627,928.51	633,138.41
普 通 財 産 計		195,769.53	388.85	59,442.03	59,830.88
合 計		2,432,039.50	5,598.75	687,370.54	692,969.29

(単位 千円)

有価証券	出資による 権利	基 金		
142,470	1,006,549	財政調整基金	現金	7,712,505
		河口対策事業基金	現金	359,843
		〃	債券	199,821
		国民健康保険基金	現金	313,047
		競輪事業基金	現金	1,586,412
		競輪場施設整備基金	現金	1,061,950
		庁舎建設基金	現金	517,601
		みどり基金	現金	153,366
		〃	債券	1,189,190
		下水道事業環境整備基金	現金	11,758
		〃	債券	149,704
		文化振興基金	現金	46,928
		介護保険給付費支払準備基金	現金	810,441
		公共施設整備保全基金	現金	3,769,514
		子ども・子育て基金	現金	558,699
		協働のまちづくり基金	現金	22,308
森林環境譲与税基金	現金	10,973		

第2節 車両管理

本市では、庁用自動車を集散的に管理しており、修理、定期点検整備、各種自動車保険への加入、また、事故防止のための安全運転指導を行うなど、効率的な管理に努めている。

1 車両状況

(単位 台)

区分	計	市長室	企画政策部	総務部	産業振興部	公営事業部	市民部	福祉部	健康・こども部	環境部	まちづくり政策部	都市整備部	土木部	教育委員会	消防	市民病院
乗用関係車	10	1	5									1		1		2
バス	2		1												1	
清掃関係車	62									59		2	1			
衛生関係車	3									2			1			
建設関係車	22												22			
消防関係車	65														64	1
用車	127		28	4	8	1		11	14	7	4	13	15	20	2	
その他	7	3												2	1	1
計	298	4	34	4	8	1	0	11	14	68	4	16	39	23	68	4

注：ほかに原動機付自転車24台、共用自転車17台

2 安全運転対策

庁用自動車の安全運転管理体制として、道路交通法第74条の3の規定に基づく正副安全運転管理者を設け、交通事故の防止に努めている。また、交通事故の処理については、損害賠償及び求償の履行方法等の調査、審議を行う「庁用自動車損害賠償等審査委員会」を設置し、適正かつ円滑に処理している。

なお、安全運転対策としては、次の諸施策を実施している。

- (1) 運行前点検の実施、運転日誌記載の励行
- (2) 安全運転推進のため、安全運転等講習会の実施
- (3) 「OD式安全性テスト診断」の実施
- (4) 事故を起こした者に対する運転適性検査受検の実施
- (5) 安全運転管理に対する広報、伝達
- (6) 事故防止対策会議の開催
- (7) アルコール検知器による検査の実施
- (8) 安全運転に関する実技研修会の開催
- (9) ドライブレコーダーの設置及び記録画像による各種検証の実施

第3節 市庁舎

昭和39年11月9日に旧本庁舎、消防庁舎を開設し、昭和42年6月に附属庁舎として車両センターを開設したが、行政需要の増大に伴い庁舎の狭あい化が進み、昭和52年10月に新館(新庁舎建設に伴い平成26年6月から名称を「別館」に変更)を開設した。

また、平成3年4月1日に旧公害センター及び旧血液センターの建物を神奈川県から譲り受け、豊原分庁舎として供用している。新庁舎の完成に伴い、平成29年12月23日から休止している。

庁舎の耐震性の確保を図るとともに、庁舎の狭あい化、窓口の分散化を解消し、市民サービスを向上するため、平成23年9月21日から新庁舎建設工事に着手した。

平成26年5月21日に新庁舎建設の1期工事が完成し、6月30日に新庁舎の名称を市庁舎本館とした。

平成29年12月28日に2期工事が完成し、一部の出先機関等を除いた部署の移転が完了した。

1 庁舎の概要

(1) 本館(地上8階、地下2階)

ア 敷地面積	16,403.28 m ²
イ 建物延床面積	33,392.62 m ²
ウ 構造	鉄骨鉄筋コンクリート造(ラーメン構造)、免震構造
エ 基礎	ベタ基礎
オ 電気設備	受変電設備、自家発電設備、直流電源装置、各照明設備、電気時計、火災報知設備、放送無線、中央監視装置、雷保護設備、議員出退表示設備、コージェネレーション設備

- | | | |
|---|----------|---|
| カ | 給排水衛生設備 | 受水槽、冷却塔、雑用水槽、消火水槽、加湿・冷却塔用水槽、各階給湯室、各階洗面所、消火栓 |
| キ | 空気調和換気設備 | 遠心冷凍機、吸収式冷温水機、AHU、FCU、チラーユニット、パッケージ型空気調和機、ウォールスルー、全熱交換機、加湿器、送風機 |
| ク | エレベーター設備 | 乗用エレベーター6基、エスカレーター2基（上り1基、下り1基） |
| ケ | 電話設備 | デジタル交換機 |
| コ | 附帯設備 | 地下灯油タンク（45,000ℓ 1基） |
- (2) 別館（地上3階）
- | | | |
|---|--------|-------------------------|
| ア | 敷地面積 | 4,380.20 m ² |
| イ | 建物延床面積 | 5,165.70 m ² |
| ウ | 構造 | 鉄筋コンクリート造（ラーメン構造） |
| エ | 基礎 | 独立基礎 |
- (3) 豊原分庁舎（地上3階、地下1階）
- | | | |
|---|--------|-------------------------|
| ア | 敷地面積 | 2,325.42 m ² |
| イ | 建物延床面積 | 3,107.12 m ² |
| ウ | 構造 | 鉄筋コンクリート造（ラーメン構造） |
| エ | 基礎 | 独立基礎 |

2 保守管理の委託状況

市庁舎の清掃、冷暖房機械の運転・保守管理等については、管理上の適正化、人事管理の合理化運営、管理経費の効率化から業者に委託している。

委託業務名

設備管理・警備業務、清掃業務、受付・電話交換業務、電気設備管理業務、防災設備管理業務、環境衛生管理業務、エレベーター保守管理業務

3 新庁舎建設事業

(1) 目的

旧本庁舎（昭和39年11月9日開設）は、建物の老朽化や高度情報化への対応の限界、バリアフリー対応の不足といった問題を抱えていた。また、分散した庁舎は市民サービスや行政効率の低下を招く要因となっていた。さらに、平成7年に実施した庁舎耐震診断では耐震性の不安が指摘され、地震時の安全面や防災拠点としての機能を担う上で問題があり、早期の対応が求められていた。

新庁舎は、市民サービスの向上を目指して平塚税務署と合築することとなり、平成23年度から建設工事を進め、平成29年12月28日に完成した。

(2) 主な事業内容

平成 20 年	10 月	平塚市新庁舎建設基本構想の策定
平成 21 年	4 月	平塚市新庁舎建設基本計画の策定
平成 22 年	1 月	平塚市庁舎・国庁舎一体的整備基本設計が完成
平成 23 年	7 月	平塚市庁舎・国庁舎一体的整備実施設計が完成
	9 月	新庁舎建設工事に着手
平成 26 年	5 月	1 期建設工事が完成
	7 月	旧庁舎から移転し、新庁舎にて業務を開始
		2 期建設工事に着手
平成 29 年	10 月	2 期建設工事のうち、税務署部分を含む一部が完成
	11 月	平塚税務署が移転し、業務を開始
	12 月	2 期建設工事が完成、全ての移転が完了し、新庁舎にて業務を開始

第6章 出納・物品

契約検査課、会計課

第1節 出納の概況

本市における出納事務は、昭和61年度から一部電算化、平成11年度から財務会計システム導入、また、平成12年9月から公共料金の口座自動振替払を取り入れ、事務の合理化を図っている。この公金の出納事務を取り扱う指定金融機関及び出納取扱金融機関は、横浜銀行・スルガ銀行・平塚信用金庫の順に1年交替制をとっており、令和2年7月から平塚信用金庫が担当し、市役所派出所へ7人（延べ人数）を派遣している。派出所における出納事務については、平成4年3月1日より午前9時から午後4時まで行っている。このほか、市税等の収納事務を取り扱う指定代理金融機関を11行、収納代理金融機関を6行指定し、市民の利便性の向上を図っている。

物品の出納については、共通物品（19品目）を指定し、これらの一括購入によって経費の節減に努め、払い出しは、原則として第2・第4水曜日の午前9時30分から午前11時までと限って計画的に行っている。また、備品については、財務会計システムによる備品台帳管理を行い、事務の効率化を図っている。

出納事務取扱件数

（単位 件）

年度	区分 収入原符 (収入件数)	支 出 命 令 書				
		口座振込	払込	郵便振替	小切手払	窓口払
元	1,400,339	53,380	2,883	0	0	1,393
2	1,378,009	54,544	2,753	0	0	967

第2節 物品購入及び契約

1 契 約

(1) 物品関係等入札参加登録業者の資格審査、物品購入契約

登録業者数

	計	市内	市外
令和2年4月1日現在 ※一般委託・物品の延べ件数	6,536 社	442 社	6,094 社

※一般委託・物品の両方に登録している業者は、財務会計システムの統計データ上、それぞれ1件として集計する。

物品購入取扱実績

契約依頼数	総数	契約総額
1,309 件	1,994 件	576,278 千円

第7章 工事検査

契約検査課

本市が発注した建設工事が、設計のとおり適正に施工されたか検査をしている。令和2年度の完成検査、出来高検査及び中間技術検査の結果は、適正に施工されていた。

1 検査状況

部課名 金額(万円)	種別	産業 振興部	都市整備部			土木部			教育 委員会	計
		農水産 課	みどり公 園・水辺 課	建築 住宅課	都市整 備課	道路 管理課	道路 整備課	下水道 整備課	教育 施設課	
以上～未満 130～ 500	完 成	2	2	1		1		4	5	15
	出来高									
	中 間									
500～ 1000	完 成	3	1	10			6	3	5	28
	出来高									
	中 間									
1000～ 3000	完 成	5		6		1	7	6	5	30
	出来高									
	中 間									
3000～ 17000	完 成	1	3	8			6	10	2	30
	出来高			2					4	6
	中 間	2	2	3				5	1	13
17000～	完 成			1				3		4
	出来高			1				1	3	5
	中 間			2				3	3	8
計	完 成	11	6	26		2	19	26	17	107
	出来高			3				1	7	11
	中 間	2	2	5				8	4	21
									合計	139

第8章 人事・福利厚生

職員課

第1節 職員の定数

1 職員の定数と現員		令和3年4月1日現在	
部 局 別	定数 (人)	現員 (人)	
市長の事務部局の職員	1,287	1,196	
議会の事務部局の職員	17	11	
選挙管理委員会の事務部局の職員	8	7	
監査委員の事務部局の職員	9	8	
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員	340	267	
農業委員会の事務部局の職員	9	7	
市民病院の職員	692	625	
消防職員	消 防 吏 員	265	257
	一 般 職 員	3	2
計	2,630	2,380	

※休職者及び育児休業をしている者並びに消防吏員のうち初任の教育中の者及び国に派遣中の者は、定数外扱いとしている。

第2節 職員研修

1 研修の動向

職員研修は、分権時代を担う自律的な人材を育成することを目的とし、職員が持つ創造性や自主性等を十分に生かしつつ、管理職員のマネジメント能力及び政策立案能力の向上を図ることを重点に実施してきた。

令和2年度は「平塚市職員育成基本方針」に基づき、「市民と共に考え、何事にもチャレンジする職員」の育成を目指し、これまで以上に職員の持つ創造的かつ個性的な能力を引き出し、「自分磨きは自分で」を基本姿勢として、集合研修、職場研修、派遣研修及び自己啓発研修の4つのカテゴリーに位置付け、研修を実施した。

集合研修では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、一部の研修を自粛したが、採用時から入庁5年目までの職員を対象とした階層別研修や昇格後研修など必要な研修については、研修時間を短縮したり、密をさけるために1回の受講者数を制限し複数回に分けて実施するなどした。また、能力開発研修では、新しい生活様式に対応した研修として、自宅やそれぞれの職場で受講できる「オンライン研修」を試験的に実施し、公募により19人が受講した。

派遣研修では、各行政分野における事務事業の専門化に対応するため、各種研修専門機関等への派遣を通じて業務遂行能力等の強化を図った。

自己啓発支援では、職員の能力開発の基本と考え、学ぶ時間と場所を自由に選択しやすいeラーニング講座を行った。

2 研修実施結果

(1) 集合研修

ア 基本研修

研修講座名	主な対象者	日数	人数	主な実施内容
新採用職員研修	令和2年4月1日付け及び令和元年10月1日付け採用職員	8	39	ビジネスマナー、市の概要、普通救命講習、福祉体験など（4月、5日間） メンタルヘルス、各部の業務など（9月、2日間） 地方自治法、地方公務員法（12月、1日間）
	令和2年10月1日付け採用職員	2	10	市の概要、サービスなど
採用2年目職員研修	採用後2年目の職員	2	37	民法、タイムマネジメント
採用3年目職員研修	採用後3年目の職員		58	行政法、説明力強化
採用4年目職員研修	採用後4年目の職員		42	政策法務、企画力・業務改善
採用5年目職員研修	採用後5年目の職員		29	キャリアデザイン、行革・総合計画

イ 昇格後研修

研修講座名	主な対象者	日数	人数	主な実施内容
主任研修	令和2年度に昇格した職員	1	47	政策立案・形成
主査4級研修			59	ミドル・リーダーシップ
主査5級研修			59	プレマネジメント

ウ 管理職研修

研修講座名	主な対象者	日数	人数	主な実施内容
新任課長研修	令和2年度に昇格した職員	1	18	課長職の目標によるマネジメント、職場の活性化
新任担当長		1	28	職場の活性化と人材育成
6級及び管理職任用候補者研修	令和3年度に昇格予定の職員	1	27	議会、職場のマネジメント
管理者セミナー	部長級及び課長級の職員	1	—	未実施

エ 能力開発研修

研修講座名	主な対象者	日数	人数	主な実施内容
読み手を意識した文書作成	採用1年目から主査5級までの希望者	1	19	オンライン研修による分かりやすい文書作成能力の向上

オ 行政基本講座

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、実施しなかった。

カ 特別研修

研修講座名	主な対象者	日数	人数	主な実施内容
人事評価制度（評価者）	新たに評価者となった職員	1	30	評価者の役割と具体的な評価の方法
人事評価制度（被評価者）	令和2年4月1日付け及び令和2年10月1日付け採用職員並びに未受講者	1	46	人事評価制度と被評価者の役割

(2) 派遣研修

自治大大学校（2人）、市町村職員中央研修所（3人）、日本経営協会（4人）、全国建設研修センター（5人）、国土交通大学校（1人）、国土交通省（1人）、神奈川県（2人）、後期高齢者医療広域連合（2人）、岩手県花巻市（1人）、その他の機関（5人）

(3) 自己啓発研修

eラーニング受講者（70人）

第3節 福利厚生

職員及び家族の生活の安定や健康、福祉の向上を図ることを目的とした福利厚生事業を行った。

1 健康管理

職員及び家族の医療は、神奈川県市町村職員共済組合等の医療保険にて行われている。

職員の健康管理については、定期的に次のような集団健診等を行い、早期発見、早期治療及び疾病の予防に努めている。また、メンタルヘルス疾患に対応するため「心の健康診断（セルフチェック）」を実施し、個人の発症・再発予防や、職場環境の改善に努めている。

健康診断等受検状況

令和2年度

種別	項目等	受検者数(人)
定期健康診断	診察、保健相談、身体測定、視力測定、聴力測定、尿検査、血圧測定、心電図、血液検査(肝・腎機能、貧血、脂質等)、胸部レントゲン検査、大腸がん検査(便潜血)	2,882
雇入時健康診断	新規採用職員対象(定期健康診断項目から大腸がん検査を除いて実施)	124
特別健康診断	有機溶剤業務・VDT作業・深夜業務・高気圧業務・放射線業務従事者等	637
消化器健康診断	胃部X線間接撮影(教育委員会の希望者のみ)	23
人間ドック	1日コース・1泊2日コース(35歳以上の希望者)	1,041
B型肝炎予防接種	B型肝炎ワクチン筋肉注射(特定職員)	206
破傷風予防接種	破傷風トキソイド筋肉注射(特定職員)	71
ストレスチェック	心の健康診断(セルフチェック)	2,516

※受検者数は、平塚市民病院職員、会計年度任用職員を含む延べ人数

2 福利厚生事業委託

(1) 委託先

定数条例で定められている職員等で構成する平塚市職員共済会に委託

(2) 令和2年度 of 主な委託事業内容

ア 厚生事業

総合健康診断(人間ドック)助成

イ 文化・体育事業

サークル活動助成

第9章 情報政策

情報政策課

本市の情報化は、「平塚市情報化基本方針」に基づき、地域の活性化や市民の利便性向上をはかるために各施策を展開する地域情報化と行政サービスの向上や事務の効率化を図るための住民記録システムや税システムなどの基幹情報システムとグループウェアなど内部事務の効率化を図るための庁内行政情報システムを運用管理する庁内情報化により事務事業を推進している。

1 情報化の推進

(1) 平塚市情報化基本方針

平成28年度に「平塚市総合計画～ひらつかNexT～」として策定された総合計画の基本姿勢を実現するための情報化を推進する指針として平成29年3月に平塚市情報化基本方針を策定した。なお、この方針は次の3つの柱で構成されている。

【方針1】 魅力あるまちづくりに向けて情報通信技術を活用する。

【方針2】 情報システムに関するコストを抑制する。

【方針3】 情報セキュリティを維持・向上する。

(2) 情報化推進本部

本市の情報化施策の円滑な推進を図るため、平成15年10月1日に市長を本部長とする平塚市情報化推進本部を設置し、その下部に情報化に関する計画や施策等を審議するための機関として、情報化推進委員会を設置した。

(3) 情報セキュリティの推進

本市が持つ情報資産をさまざまな脅威から保護するために、基本方針並びに対策基準で構成される平塚市情報セキュリティポリシーを平成15年12月に策定し、情報セキュリティを推進してきた。そして、社会保障・税番号制度の開始や標的型攻撃メールなど新たな脅威に対応するため、平成27年11月に平塚市情報セキュリティポリシーを全面改正し、情報セキュリティ対策の強化を図った。なお、この改正において、情報セキュリティに係る重要事項を決定する機関として副市長を委員長とする情報セキュリティ委員会を設置し、その下部に情報セキュリティの推進に係る事項を審議するための機関として、情報セキュリティ部会を設置した。

平成28年度から全面改正した情報セキュリティポリシーに基づく情報セキュリティ内部監査を実施しており、令和2年度は16課の監査を実施した。

2 庁内情報化

(1) 基幹情報システム

住民記録システム、税システム、国民健康保険システム、介護保険システム、児童手当システムなどの基幹情報システムの運用は、昭和41年の電子計算機導入に始まり、情報技術の進展に伴い、大型汎用コンピュータにより運用をしてきた。平成18年度からは、コスト削減と分散化による業務効率化を図るため、汎用コンピュータからオープンシステムに切り替える事業を進め、平成22年3月に汎用コンピュータをすべて撤去した。

定期的なネットワークやシステムの監視を行うなど適切なセキュリティ対策を実施し、引き続きシステムの円滑な運用と適切な保守を行っていく。

(2) 庁内行政情報システム

平成 11 年度に財務会計システムを導入し、以来、グループウェア（電子メールやスケジュール管理などグループでの情報共有システム）、文書管理システム、庁内地理情報システム、庶務事務システムなどの庁内行政情報システムの整備・運用を行ってきた。平成 14 年度からは、順次職員へのパソコン配備を進め「一人 1 台体制」の整備と市庁舎及び市関係施設を繋ぐ庁内 LAN（イントラネット）の構築を行った。

令和 2 年度は、WEB 会議環境を整備し、非接触による会議を開催するとともに、テレワーク環境を整備し在宅勤務を実施するなど、デジタル技術を活用した業務の効率化等に取り組んだ。

3 地域情報化

(1) ほっとメールひらつか

防犯情報や行方不明者情報、火災情報、地震風水害情報、警戒情報、子育て情報、光化学スモッグ情報などを、登録されたメールアドレスへ配信している。

(2) 市 LINE 公式アカウント

令和 2 年 6 月に市 LINE 公式アカウントを開設し、SNS を活用し幅広い年代に市のイベント情報や街の四季の風景、防災情報などを配信している。

(3) 公衆無線 LAN

市民生活の利便性向上、経済活動の活性化及び災害発生時における比較的安定した通信手段の提供を目的として、平成 30 年度から公共施設 11 か所に公衆無線 LAN を整備しサービスを提供している。

(4) 公開型地理情報システム

平成 21 年 4 月から公開型地理情報システムによる認定路線網図の配信を開始し、令和 2 年度は 55 種類の地理情報を公開している。このシステムは、市民や事業者が市役所に来庁せずとも、パソコンやスマートフォンなどを利用して、いつでも、手軽に地理情報を入手できるようにするため、地図とそれに関連する地理情報をデータ化し、インターネット上に、視覚的に公開するものである。

(5) オープンデータ

平成 27 年 12 月 1 日に地域経済の活性化、行政の透明性・信頼性の向上、官民協働による公共サービスの実現に向けて、平塚市オープンデータの推進に関するガイドラインを策定し、データの整備を進めた。平成 27 年度には市ホームページにオープンデータライブラリを開設し避難所データ及び AED 設置場所データを公開し、以降、順次、公開データの充実を図っており、27 種類のデータを公開している。

(6) 公共施設予約システム

平成 6 年 2 月から「公共施設予約システム」を稼働している。このシステムは、スポーツ施設や文化施設の情報をコンピュータで集約し、利用申請手続きを統一して、一元的に行うこと

ができるものである。午前6時から午後11時まで、インターネットで施設の抽選申し込みや抽選結果確認、空き施設の照会、空き施設の前約が可能となっている。

第10章 情報公開・個人情報保護

市民情報・相談課

第1節 情報公開

市民参加による公正で開かれた市政の実現を目指すため、平成5年7月1日に施行した平塚市公文書公開条例を廃止し、新たに平成15年7月1日に平塚市情報公開条例を施行した。

本市における情報公開制度は、主として、行政文書の公開制度により構成しているが、これを補完する情報提供についても拡充に努めている。

令和2年度における運用状況は次のとおりである。

1 行政文書公開請求・申出の状況

行政文書公開請求件数	任意的公開申出件数	合計
146件	52件	198件

2 行政文書公開請求・申出の実施機関別内訳

実施機関名	件数
市長	124 (33)
教育委員会	32 (19)
選挙管理委員会	0 (0)
公平委員会	0 (0)
監査委員	0 (0)
農業委員会	0 (0)
固定資産評価審査委員会	0 (0)
病院事業管理者	39 (2)
議会	5 (0)
合計	200 (54)

() 内は申出件数。

※1つの請求で複数の実施機関にまたがっているものがあることから、請求等の件数と異なります。

3 行政文書公開請求・申出の処理内訳

区分	行政文書公開請求件数	任意的公開申出件数	合計件数
公開	62	20	82
一部公開	48	22	70
拒否	27	4	31
審査中	5	4	9
取下げ	8	4	12
合計	150	54	204

※1つの請求で複数の決定を行っているものがあることから、請求等の件数と異なります。

4 審査請求の処理状況

	件数
審査請求件数	0
(平塚市情報公開審査会に諮問)	0
審議件数	0
(答申件数)	0
(次年度へ継続審議)	0

5 附属機関等の会議公開状況

	附属機関	懇話会等	その他の会議	合計
附属機関等の数	70	12	5	87
会議開催数	137	14	15	166
(公開)	71	3	15	89
(一部公開)	9	0	0	9
(非公開)	57	11	0	68
傍聴者があった会議数	14	0	0	14
傍聴者数	34	0	0	34

第2節 個人情報保護

市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するため、平成7年7月1日に平塚市個人情報保護条例（以下「条例」。）を施行した。

本市では、本市の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を条例で明らかにするとともに、個人情報の保護と適正な運用を図っている。

令和2年度における運用状況は次のとおりである。

1 利用状況（簡易開示は除く）

請求区分	請求件数
開 示	54 件
訂 正	0 件
利用停止	0 件
合 計	54 件

2 開示請求等処理内訳（簡易開示は除く）

請求区分	開 示	訂 正	利用停止	合計件数
開示・承諾	29	0	0	29
一部開示	19	0	0	19
拒 否	8	0	0	8
審 査 中	0	0	0	0
取 下 げ 等	0	0	0	0
合 計	56	0	0	56

※1つの請求で複数の決定を行っているものがあることから、実際の請求件数と処理内訳の件数が異なります。

3 審査請求の処理状況

	件 数
審査請求件数	0
（平塚市個人情報保護審査会への諮問）	0
審議件数	0
（答申件数）	0
（次年度へ継続審議）	0

4 平塚市個人情報保護運営審議会への諮問状況

	件 数
諮問件数	16
審議件数	16
（承認）	11
（不承認）	5
（取り下げ）	0

5 個人情報取扱事務登録状況

	年度当初 登録数	年度末 登録数
市長	830	891
教育委員会	142	155
選挙管理委員会	20	20
公平委員会	2	2
監査委員	2	2
農業委員会	15	16
固定資産評価審査委員会	2	2
病院事業管理者	30	35
議会	9	10
合 計	1,052	1,133

6 簡易開示の状況

簡易開示請求があった試験	簡易開示件数
6	6

7 平塚市個人情報保護条例第50条第2項の規定（電子計算機による外部委託等）に基づく平塚市個人情報保護運営審議会への報告件数

219 件

8 個人情報の漏えい事故等の件数

5 件